

西宮市立留守家庭児童育成センター
2019年度 ご利用案内
＜通年利用分＞

2019年度4月1日入所の利用申請について

・申請受付期間

2018年12月10日(月)～2019年1月11日(金)

(追加申請締切:2019年2月15日(金)必着)

※持参・郵送とも**締切日必着**です(消印有効ではありません)。

1. 留守家庭児童育成センターとは

留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」といいます)は、就労等により昼間、家庭に保護者がいない小学校1～3年生(障害のある場合は6年生まで)の児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市が設置している施設です。

同施設の管理は、社会福祉法人 三光事業団 など市が指定した指定管理者が行っており、各育成センターに設置している運営委員会と地域との連携を図りながら、運営にあたっています。

＜ご利用までの流れ＞

三光事業団 鳴尾育成センター事務局 へ利用許可申請書を提出



鳴尾育成センター事務局 にて、申請児童の育成センター利用許可を決定



鳴尾育成センター事務局 より、保護者あてに利用許可通知書を送付



西宮市 育成センター課より、保護者あてに育成料決定通知書を送付

2. 利用の要件

- (1) 西宮市内に住所を有すること。
- (2) 小学校の1年生から3年生までの児童。ただし障害のある場合(※)は6年生までの児童。
※障害のある場合：特別支援学級・学校在籍か、療育手帳又は身体障害者手帳を所有している場合。

- (3) 保護者及び同居の祖父母(利用開始時に 65 歳未満の方)が、下記の状況により、放課後児童を育成できない場合。なお下記の状況を確認できる書類の提出が必要です。

利用申請理由	保護者及び同居の親族の状況
(1) 就労	昼間に、居宅外又は居宅で次のすべての条件に合う労働をしていること。 ① 1日4時間以上（月～金曜日は、勤務終了時間が午後2時より早い場合又は勤務開始時間が午後4時より遅い場合は不可） ② 月曜日から土曜日の間に4日以上（それと同等と認められる日数） ③ 継続した勤務（1ヶ月以内の短期間アルバイト等は不可）
(2) 出産の前後	母親の出産（予定）日の前後8週間。 育児休業中は利用できません。 ※産前8週前の日が属する月から、産後8週目の日が属する月の月末まで利用可。 出産（予定）日は産前期間に含む。
(3) 疾病負傷等	疾病、負傷等による1ヶ月以上の入院、心身の障害等により児童の育成ができないこと。
(4) 親族の介護等	親族の介護等により児童の育成ができないこと。 ※上記と同様と認められる場合に限る。
(5) その他	上記(1)～(4)と同様の状態と認められる場合(職業訓練学校への通学等)。

育成料・実費徴収金に滞納がある世帯は、利用の許可はできません。

原則として、育成センターへは、児童自身の自主通所となります(延長利用の降所時を除く)。

3. 利用時間等

(1) 開所日及び開所時間

	開所日	開所時間	延長（希望者のみ※）
月曜日～金曜日	学校の授業日	下校時～午後5時	午後5時～午後7時
	春・夏・冬休み・ 学校休業日（創立記念日等）	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後7時
土曜日		午前8時30分～午後5時	なし

※延長利用にあたっては別途料金がかかります。**また、保護者等の「お迎え」が必要となります。**

利用申請と同時に延長利用を希望される場合は、利用許可申請書(P.3)の「5. 延長利用申請」にて申請してください。

利用申請後に延長利用を希望される場合は、「延長利用申請書兼誓約書」を提出してください。

(2) 休所日

日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

台風等の影響により、暴風又は大雨警報等が発令された場合、休所となることがあります。

なお、学級閉鎖のクラスの児童は、学級閉鎖中利用できません。

4. 費用等（育成料・実費徴収金）

(1) 育成料

育成料は西宮市が徴収します。

1人当たり月額8,200円です。延長を希望される方は1人当たり月額3,000円が加算されます。

いずれも日割り計算はいたしません。

① 減免制度 i

該当する世帯には、下表の減免制度があります。※児童 1 人につき 1 枚の減免申請書の提出が必要です。

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯・2018(平成 30)年度「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯のうち母子・父子世帯	0 円	0 円
2018(平成 30)年度の「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯	2,000 円	3,000 円
2018(平成 30)年度の「育成料減免基礎額」が 6 万円未満 (0 円を除く) の世帯	4,100 円	3,000 円
2018(平成 30)年度の「育成料減免基礎額」が 6 万円以上 12 万円未満の世帯	6,100 円	3,000 円

※「育成料減免基礎額」の計算方法等の詳細については、「育成料減免申請書」の裏面をご覧ください。

② 減免制度 ii

同一世帯で同時に 2 人以上の児童が育成センターを利用する場合は、第 2 子目以降の児童は第 1 子の 1/2 が減額されます。なお、延長加算は対象外となります。「育成料減免申請書」の提出は不要です。

「利用許可申請書」「1. (2) 同居親族 (兄弟姉妹・伯叔父母等) の状況」の「育成利用」欄に○印をつけてください。

③ 納付方法

- ・ 原則、口座振替により徴収します。保護者の振替手数料の負担はありません。
- ・ 利用許可後、市から「育成料決定通知書」と「口座振替申込書」が送付されます。金融機関に「口座振替申込書」を持参し、口座振替の手続きを行ってください。
- ・ 口座引落日は毎月 15 日 (当月引落し) です。金融機関が休業日の時は翌営業日です。
- ・ 口座振替分の領収書は発行されませんので、振替の確認は預金通帳でお願いします。
- ・ 利用開始後は「利用辞退届」の提出がない限り、1 ヶ月間全くご利用のない場合も育成料は徴収されます。

育成料に関する問合せ：西宮市役所 育成センター課 TEL (0798) 35-3659

(2) 実費徴収金

- ・ 実費徴収金とは、各育成センターで育成活動の一環として必要な、日々のおやつ代及び行事費のことを言います。
- ・ 実費徴収金 (2,500 円) は、(福) 三光事業団が徴収いたします。日割り計算はいたしません。
- ・ 徴収方法は、みなと銀行の口座振替となります。手続き用紙は利用許可決定通知とともに送付いたします。(保護者様の振替手数料の負担はありません)
- ・ 夏休み期間中については、行事内容により実費徴収金が発生する場合があります。

5. 申請方法

(1) 申請書の配布場所・提出先

- 配布場所 : 鳴尾育成センター・(福) 三光事業団 (〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30)
(福) 三光事業団ホームページよりプリント可能
- 提出先 : (福) 三光事業団 (〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30)
- 提出方法 : 郵送又は直接ご持参ください (FAX での提出はできません)。
書類不備・不足があれば、受付できませんのでご注意ください。
兄弟姉妹で申請される場合は、同じ封筒で郵送をお願いします。

(2) 受付期間

受付期間は下記のとおりです。

① 2019年4月1日からの入所について

申請書配布開始：2018年12月3日（月）

申請書受付開始：2018年12月10日（月）

申請締切	2019年1月11日（金）必着
（追加申請締切	2019年2月15日（金）必着）

※利用許可の発送は、1月11日（金）までの申請者は2月上旬ごろ、2月15日（金）までの申請者は2月末ごろとなります。

※締切日当日の消印があっても到着していない場合は、次回の受付となります。

② 年度途中からの入所について

ご利用開始月の前月20日（20日が土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日）が締切日になります。

利用許可の発送は、利用開始前月の下旬となります。

③ 長期休業期間（春・夏・冬休み）のみの利用について（※申請用紙、利用要件が異なります）

春休み受付期間：2019年 1月21日（月）～ 2月20日（水）

夏休み受付期間：2019年 5月20日（月）～ **6月21日（金）**

冬休み受付期間：2019年 10月21日（月）～ 11月20日（水）

※2019年度は、夏休み利用申請の受付締切日が「6月21日」ですのでご注意ください。

(3) 利用の許可について

ご提出いただいた申請書類について審査し、利用許可を決定します。

2月15日（金）までの申請者より、1月11日（金）までの申請者の方が優先となりますが、各受付期間内においては、先着順ではありません。

定員を超える利用申請があるセンターでは、各育成室の面積に応じて最大受入児童数を設定しています。最大受入児童数を超える申請があった場合、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を上記申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。（詳しくは市又は（福）三光事業団まで）

利用許可期間は最長で2020年3月31日（2019年度末）までとなり、毎年度利用申請が必要です。

育成料・実費徴収金に滞納がある世帯は、利用の許可はできません。

6. 提出書類

＜児童1人につき1部ずつ必要です。（2）については、2通目以降はコピーでも結構です。＞

(1) 「利用許可申請書」（P.1～4まで、もれなく記入の上、全てご提出ください）

- ・兄弟姉妹で申請される場合は、保護者名も同一の方をご記入ください。
- ・午後7時までの延長利用を希望される場合は、「5. 延長利用申請」の「延長利用する」にチェックを入れ、お迎え者全員のお名前をご記入ください。
- ・「誓約事項について」は、文面をよくお読みいただき、署名押印してください。

(2) 放課後児童を健全育成できないことを証明する書類（利用要件に該当するもの）

① 「勤務証明書」（申請前3ヶ月以内に証明されたもの）

- ・就労している場合は、所定の用紙に勤務先で就労状況を記入してもらってください。

採用予定の方も「採用予定者」として、その採用予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。

なお、事業所（会社等）としての証明であれば、証明者名は所属長等でも結構です。

復職予定の方(育児休業中の方等)も「復職予定者」として、その復職予定先で同様に就労状況を記入してもらってください。

(例：ご家族の保育所入所が決まり次第、復職される方等)

※利用開始希望月までに復職できない場合は、「利用申請取下げ届」の提出が必要です。

- ・産前、産後休暇及び育児休業を取得されている方は、その期間を必ずご記入ください。
- ・採用予定や復職予定、育児休業中の方は、原則、就労・復職3ヶ月後に「勤務証明書」の再提出が必要です。
- ・自営業者の場合、勤務証明書は自書で結構ですが、自営業を営んでいることがわかる書類(直近の確定申告書の写しや、税務署への開業届など)をあわせて提出してください。

※2通目以降をコピーで提出する場合は、児童名の欄に全ての児童の名前をご記入いただき、原本を付けていただいた児童名に○印を付けてください。

② 母子健康手帳(母子手帳)の写し

産前産後期間中の場合は、母子健康手帳の写しなど出産(予定)日のわかる書類を添付してください。

母親以外の方(父・同居の祖父母)について「勤務証明書」等利用要件を証明する書類が必要です。

なお、産後8週間終了後に、すぐ復職する予定があり、引き続き育成センターの利用を希望される場合は、「勤務証明書」もあわせて提出してください。この場合、復職3ヶ月後に、就労実績の記載された「勤務証明書」の提出が必要になります。

また、利用開始後、実際の出産日が出産予定日より遅れた場合、許可期間を延長できる場合がありますので、市又は**(福)三光事業団**までお問い合わせください。

③ 診断書等の書類

保護者が病気・障害のために、児童を育成できない場合は、それを証明する医療機関発行の診断書を提出してください(※それにより児童の育成が困難である旨の記載が必要です)。また、療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証等をお持ちの方は、その写しをあわせて提出してください。

また、親族の介護等で児童を育成できない場合は、介護が必要な親族の医療機関発行の診断書に加えて、介護保険被保険者証の写し、介護の状況を説明いただく申請理由申立書が必要です。ただし、要介護認定3~5の方については医療機関発行の診断書の提出は不要です。

④ その他

その他の場合も、児童を育成できないことを証明する書類が必要です。

例：職業訓練学校在籍ならば、「在学証明書」「時間割」等、就労と同等の日数・時間数通学等することがわかるもの。

(3) 「育成料減免申請書」 育成料の減免制度ⁱを希望される方は必要です。※押印が必要です。

2018(平成30)年度の市・県民税(住民税)が、西宮市以外で課税されている場合(2018年1月1日現在、西宮市以外にお住まいだった方)は、市・県民税の2018(平成30)年度課税証明書(2017年分所得に基づく市・県民税額のわかる書類 ※源泉徴収票ではありません)を添付してください。

生活保護世帯の方は、生活保護証明書(写し可)又は生活保護受給証の写しの提出が必要です。

(4) その他の書類

利用児童に障害がある場合は、療育手帳又は身体障害者手帳の写しを必ず添付してください。

7. 申請内容に変更が生じた場合

提出書類	締切日	備考
延長利用申請書 兼 誓約書	毎月 20 日	締切日の翌月からの適用となります。
減免申請書	月末	受付日の翌月からの適用となります。
延長利用取下げ届		
延長利用中止届		
利用申請取下げ届		
利用辞退届		
申請事項変更届	随時	

注 1) 提出締切は、必着かつ締切日が土曜・日曜・祝日の場合はその直前の平日となります。

注 2) 「利用申請取下げ届」・「利用辞退届」・「延長利用取下げ届」・「延長利用中止届」の提出がない場合は在籍（延長利用）とみなされ、育成料等が徴収されますのでご注意ください。

注 3) 市内転居等で別の育成センターの利用を希望される場合は、ご利用の育成センターを利用辞退していただき、転校先の育成センターに改めて新規申請をしていただく必要があります。詳しくは（福）三光事業団までお問い合わせください。

注 4) 年度末における通年利用終了時（2020 年 3 月 31 日）の利用辞退届の提出は不要です。

8. その他の注意事項

- (1) 提出書類の記入もれ、添付書類等のもれにご注意ください。もれのある場合は受付ができません。
- (2) 申請内容が事実と異なる場合は申請を無効とし、利用の許可を取り消すことがあります。
- (3) 過去の育成料・実費徴収金が未納である場合は、至急納付してください。納付方法について、育成料に関しては西宮市（Tel：0798-35-3659）、実費徴収金に関しては（福）三光事業団にそれぞれお問い合わせください。
- (4) 複数クラスあるセンターのクラス分け希望はお受けできません。
- (5) 申請書、各種届出等の書類は、各育成センターでは受付致しませんのでご注意ください。

申請書の送付先及び問い合わせ先

〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30
 社会福祉法人 三光事業団 鳴尾育成センター事務局
 (0798) 41-4421